科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 3 日現在

機関番号: 32686 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2016~2019

課題番号: 16K16929

研究課題名(和文)後期ローマ帝国における内乱と皇帝権力の変容の研究

研究課題名(英文)Civil War and Imperial Politics in the Later Roman Empire

研究代表者

小坂 俊介 (KOSAKA, Shunsuke)

立教大学・文学部・特別研究員(日本学術振興会)

研究者番号:10711301

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、西暦4世紀から5世紀にかけてのローマ帝国で起こった皇帝位をめぐる内乱とその戦後処理に注目し、内乱の勝者がどのようにして帝国支配の秩序を回復しようとしたのかを解明することだった。同時代のギリシア・ラテン語歴史叙述、皇帝を称えるための祝典で披露された称賛演説、そして皇帝が発布した法令史料の分析によって、帝位を争った皇帝、内乱およびその戦後処理に関するいくつかの局面を個別具体的に明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義 従来の研究は、内乱の終結を戦争状態の終了もしくは一方の皇帝の死と同一視し、その戦後処理に対してあまり 関心を払ってこなかった。これに対し本研究は、内乱を戦った皇帝に対する同時代人の評価、また戦後処理の一 般的方針とその期間の長さを解明し、今後の内乱研究に対する基礎データを整理・提供した点に一定の意義があ った。また海外の研究成果を批判的に検討し、書評を通じて国内学界に紹介した点は、日本語圏に限定されるも のの一つの貢献である。

研究成果の概要(英文): The Later Roman Empire from 4th to 5th centuries CE experienced many civil wars. This research put its focus on post-civil war imperial governance, investigating how the winners restored social and political order. The sources to be explored were Greek and Latin historiographies, panegyrical discourses, and imperial laws. This study provides some specific aspects of the character of historiographical sources, imperial policies, and the impacts of civil-war on the late Roman world.

研究分野: 古代末期ローマ史

キーワード:後期ローマ帝国 古代末期 内乱

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1.研究開始当初の背景

紀元前 1 世紀後半以来の数百年間、古代ローマ世界は皇帝と呼ばれる支配者によって統治された。最初の皇帝と一般に考えられているアウグストゥス以来数多くの皇帝が帝国を支配したが、その皇帝位を誰がどのようにして継承するのかというルールは、実は一度も明文化されることはなかった。多くの場合皇帝の実の男子もしくは男性養子が第一の後継者候補であり、軍団兵や元老院による承認を経て皇帝に即位するという慣習こそあれ、決して絶対的な規則にはならなかったのである。

ローマ帝政期以降の内乱に関する従来の研究が注目してきたのはまさにこの点であった。すなわち、皇帝に対する反逆、すなわち内乱は皇帝権力確立に至る過程の一つであり、その勝者こそが皇帝になれた。古代ローマにおいては帝位僭称者 = 皇帝候補者なのであり、従って帝位僭称と内乱について問うことは、ローマ帝国における皇帝権力の実態という重要問題に直結するのである。そして研究史の中心に置かれてきた問いは、どのような権力基盤の持ち主が皇帝に即位できるのか、というものであった。このことは、3世紀末の改革を経て中央集権が確立された後期ローマ帝国にも同様にあてはまる。ツィダトの近年の研究は、後期ローマ皇帝の権力基盤として、軍隊のみならず官僚制内部の高官の政治的動向が重要であったことを明らかにした(J. Szidat, *Usurpator Tanti Nominis: Kaiser und Usurpator in der Spätantike (337-476 n. Chr.)*, Stuttgart 2010)。

しかしながら従来の研究では、内乱の終結を戦争状態の終了もしくは一方の死と同一視する傾向があったように思われる。そのため、内乱後の戦後処理に関してはこれまであまり問われることはなく、あったとしても内乱の敗者に対する処罰の様相が素描されるに留まっていた。

このような研究状況に対し、近年のローマ帝国史研究の一つの動向から、帝政後期の内乱を考察するための新たな視点を得ることができる。すなわち、広大な地中海世界を包含するローマ帝国で、皇帝権力はいかにして支配の正当性を臣民に納得させていたのかという問題関心である。それらの研究によって、皇帝と臣民とのあいだに構築されたコミュニケーションのあり方、そして帝政という支配の正当性を臣民に納得させるためのシステムのあり方が解明されつつある(C. Ando, Imperial Ideology and Provincial Loyalty in the Roman Empire, Berkeley 2000)。また、皇帝の即位直後や内乱の戦後処理の時期に皇帝によって開催された式典は、皇帝権力の正当性を臣民に印象づける役割を果たしたことも指摘されている(J. Wienand (ed.), Contested Monarchy: Integrating the Roman Empire in the Fourth Century AD, Oxford 2015)。これらの新たな知見は、内乱での勝利が支配の正当性獲得に直結したわけではないことを示唆する。これからの内乱研究には、内乱の勝者が皇帝としての権力を確立し、支配の正当性を得るためにどのような手段を行使したかを問うことが必要とされるのである。

2 . 研究の目的

本研究の目的は、後期ローマ帝国の内乱とその戦後処理に注目し、皇帝権力がどのようにして帝国支配の秩序を回復しようとしたのかを解明することであった。従来の研究は、帝位をめぐる権力闘争として内乱を理解する一方で、その戦後処理にはあまり注意を払ってこなかった。本研究では、内乱をその勝者の視点からとらえ直す作業を通じて、内乱の勝者たる皇帝が支配の正当性を獲得できた理由を解明することが期待された。

本研究の考察対象として当初設定していた時期は、皇帝コンスタンティヌスの死去(337年)から、帝国西方の皇帝ロムルス=アウグストゥルスの退位(476年)までであった。始点を337年に設定したのは、西暦3世紀後半のいわゆる軍人皇帝時代と四帝統治時代ののち,コンスタンティヌスの息子たちが開始した帝国の分割統治を、皇帝権力変質の画期とみなしうるためである。また同様の理由から、ローマ帝国西部における皇帝権力の消失を終点として設定した。この期間にローマ帝国で生じたそれぞれの内乱に影響を受けた地域を考察の対象とした。

3.研究の方法

本研究の基本となる方法は文献読解と分析である。第一に、古代末期に著された歴史叙述・年代記・書簡などのギリシア・ラテン語著作を利用した。これらの著作のなかでも、帝国政治史に関する情報源として、353年から378年までを詳細に叙述するラテン語歴史書『歴史』(4世紀末、アンミアヌス・マルケリヌス著) そして3世紀から5世紀初めまでを扱うギリシア語歴史書『新しい歴史』(ゾシモス著)が重要であった。さらに、古代末期に連綿と書き継がれた歴史年表ふうの歴史叙述である「年代記」ジャンルの諸作品も必要に応じて読解した。これらの史料が、政治史の事実関係確定のために有用な情報源となった。

第二に、皇帝権力の政策方針と反逆者に対する処分内容を知るための史料として、『テオドシウス法典』『ユスティニアヌス法典』に収録された諸法令を用いる。これら二つの法典はそれぞれ5世紀前半、6世紀前半の帝国東方にて編纂された。いずれもコンスタンティヌス帝以降から編纂時までの皇帝が発布した法令を、テーマ別に分類の上、発布者名と受取人および発布日時と共に記録している。それら法令のなかで内乱の敗者を「暴君」tyrannus あるいは「国家の敵」hostis publicus といった表現を用いて断罪したり、その統治行為を無効化したりするような

法文を主たる分析対象とした。

第三に、内乱の勝者がそれらの処分を正当化した論理を読み取るための情報源として、様々な著者により作成された「称賛演説」ジャンルの作品を利用する。これらは皇帝の業績を称えるべく、様々な祭典・祝典の折に披露された文学作品である。そして同時に、時の皇帝の意向に沿って作成された政治的喧伝という性格も備えているため(R. Rees, Layers of Loyalty in Latin Panegyric, AD 289-307, Oxford 2002)、そこから皇帝権力の意志を読み取ることが可能である。

4.研究成果

(1) 歴史叙述作品については、4 世紀の帝国政治史に関する重要な情報源であるアンミアヌス = マルケリヌス『歴史』の読解を中心に行なった。その際には、内乱の正確な歴史的事実を解明するために、歴史家の傾向性や執筆意図・態度を予め把握することを研究目的とした。この目的のために、内乱を戦った皇帝のなかでも、アンミアヌスの叙述と比較しつるほどの同時代史料が現存する皇帝ユリアヌス(正帝在位360~363)に焦点を絞った。そして分析対象として、4世紀東方のギリシア語弁論家・修辞学教師リバニオスの諸作品、同じく4世紀東方の司教グレゴリオスの『ユリアヌス駁論』を取り上げ、アンミアヌスの叙述との比較考察を行なった。従来の研究では、ユリアヌスに対してアンミアヌスとリバニオスは好意的、グレゴリオスは否定的に叙述しているとみなされていた。しかしながら本研究では、ユリアヌスに対する態度をめぐってアンミアヌスとリバニオスにも差異があり、またアンミアヌスとグレゴリオスにも共通してユリアヌスを非難する点があることを解明した。

この研究過程のなかで、帝国高官や皇帝侍従、皇帝の親族が、皇帝の側にあって彼の政治的意志決定を左右しうる存在として重要であったとの認識を持った。このことが同時代人にも妥当するかどうかを検証するために、皇帝ユリアヌスに関するアンミアヌスの叙述を改めて読解した。その結果、ユリアヌスの側近の人物描写が、ユリアヌスの政治的台頭から遠征中の戦死という語りの進み具合に対応して変化していることが確認された。この成果の意義はアンミアヌスの語りの性質を解明した点にあるものの、いわば一つのケーススタディに留まっている。今後の研究では、後期ローマ帝国の内乱において皇帝の側近が果たした政治的役割に関する同時代人の認識、さらにその実態を解明するためには他事例との比較分析が必要である。

- (2) 称賛演説の分析については本研究の重要な個別目的の一つであったものの、初年度の文献調査の結果、計画の大幅な見直しを余儀なくされた。2017 年 3 月にオックスフォード大学ボドリアン図書館にて文献調査を実施した際、2013 年にオックスフォード大学に提出された博士論文がそのテーマ、方法論において本研究に極めて近い成果であることが判明した。さらに 2018 年には単著として公刊予定であることが出版社より告知された。そのため、称賛演説の分析は同書の公刊を待ってから改めて着手するのが適切であると判断された。そして同書を出版直後に入手し(A. Omissi(2018). Emperors and usurpers in the later Roman empire: civil war, panegyric, and the construction of legitimacy, Oxford: Oxford University Press.)、その批判的読解に努めた。そしてその研究史上の位置づけ、方法論、今後の内乱研究において必要とされる分析項目を割り出し、書評としてまとめ国内学界に紹介した。
- (3) 法令史料の分析では、皇帝が内乱の決着がついたのちに発布した法令を法典史料から選び出し、敗者が実施した政治的・法的決定の有効性を廃止する基準を検証した。その結果、奴隷解放や私的契約といった、いわば日常生活に密着した法的行為と、政治的支持者の官職任命や各種特権獲得のような政治的行為において、戦後処理の方針が異なることが判明した。

この過程で、戦闘行為の終結から 10 年ほど過ぎたのち、改めて内乱の敗北陣営に対する処罰が宣言されている事例を発見した。この事例は内乱が帝国の地域社会に与えた影響の深甚さを示唆するものと思われた。そのため、この法令が出されることとなった歴史的背景である 5 世紀初頭の北アフリカに注目し、関連史資料の読解を実施、考察を深めた。その結果判明したのは、この事例の背景に、4・5 世紀の北アフリカで生じたキリスト教の教会内紛争があったことである。ドナティスト紛争の名で知られるこの紛争のさなか、結果的に内乱の敗者となる陣営に与したドナティストなる党派は、彼らに敵対しカトリックの立場を主張していた党派からその点を攻撃されていた。そして内乱の終結から 10 年後になって改めて処罰命令が出されたのは、長引く教会内紛争のなか、カトリック側がその敵対陣営を弱体化させるべく皇帝権力に働きかけた結果であると考えられる。

この分析成果は、内乱の終結を戦闘行為の終結と同一視するきらいのあった従来の研究に対し、内乱の余波が長い間地域社会に一定の影響を残し得たことを解明した点に意義があった。この成果は 2020 年中に国際学会で発表する予定である。

以上の成果は、4世紀の帝国における内乱のケーススタディあるいは史料論的研究として、基礎となる情報を整理し提示した点に意義を認め得る。歴史叙述および称賛演説に関しては当初予定していた5世紀以降の事例分析を実施することができなかった。しかしながら、5世紀以降

のローマ世界の東西における異なる政治史的歩みのなかで、西方では支配の正当性を主張する 裏付けとして、都市ローマの位置づけが一層の重要性を帯びていったとの見通しを得ている。今 後の研究ではこの点の検証が一つの課題である。

5 . 主な発表論文等

「雑誌論文 〕 計3件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

l 維誌論又J 計3件(つち貧読付論又 0件/つち国除共者 0件/つちオーノンアグセス 1件)	
1.著者名 大谷哲、小坂俊介	4.巻 290
2.論文標題 (新刊紹介)岡本充弘ほか編『歴史を射つ -言語論的転回・文化史・パブリックヒストリー・ナショナル ヒストリー』	5 . 発行年 2017年
3.雑誌名 新しい歴史学のために	6.最初と最後の頁 63-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 小坂俊介	4.巻 66
2.論文標題 書評 A. J. Ross, Ammianus' Julian: Narrative and Genre in the Res Gestae. Pp. xv + 253, Oxford UP, 2016	5 . 発行年 2018年
3.雑誌名 西洋古典学研究	6.最初と最後の頁 120-122
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 小坂俊介	4.巻 68
2.論文標題 書評 A. Omissi, Emperors and Usurpers in the Later Roman Empire: Civil War, Panegyric, and the Construction of Legitimacy. Pp. xx+348, Oxford UP 2018.	
3 . 雑誌名 西洋古典学研究 	6.最初と最後の頁 149-151
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

〔学会発表〕 計5件(うち招待講演 0件/うち国際学会 4件)

1.発表者名

Shunsuke Kosaka

2 . 発表標題

Kee-Hyun Ban, Aurelian's Military Reforms and the Power Dynamics across the Near Eastに対するコメント

3 . 学会等名

The 11th Japan-Korea-China Symposium on Ancient European History: Control and Subordination in the Ancient Mediterranean World (国際学会)

4 . 発表年 2018年

1.発表者名 Shunsuke Kosaka	
2 . 発表標題 Defending the Emperor Julian by Ammianus Marcellinus	
3 . 学会等名 Pacific Partnership in Late Antiquity First Annual Meeting(国際学会)	
4.発表年 2018年	
1.発表者名 小坂俊介	
2 . 発表標題 後期ローマ帝国における歴史叙述と歴史認識 - アンミアヌス = マルケリヌス『歴史』とユリアヌス帝という過去	
3 . 学会等名 2016年度西洋史研究会大会	
4 . 発表年 2016年	
1.発表者名 Shunsuke Kosaka	
2 . 発表標題 Between critic and eulogy: comparing the historiography of Ammianus Marcellinus and the invectives of Gregory on the emp Julian	eror
3 . 学会等名 Asia-Pacific Early Christian Studies Society 10th Annual Conference(国際学会)	
4.発表年 2016年	
1.発表者名 Shunsuke Kosaka	
2 . 発表標題 Post-Civil War Governance in the Later Roman Empire: Investigating the Evidence from the Theodosian Code	
3.学会等名 The 12th Korea-China-Japan Symposium on Ancient European History(国際学会)	
4 . 発表年 2020年	

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

(その他)

https://researchmap.jp/gokanoamo/				

6 . 研究組織

 · 101 / C/NIL/190		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考